

『労災診療・交通事故診療の手引』 2020 年 4 月版 正誤 (2021.2.9)

頁	訂正箇所	誤	正
19	右段下から 17 行目	…四肢の傷病に対する特例扱い」(⇒P.3)に係る…	…四肢の傷病に対する特例扱い」(⇒P.4)に係る…
27	左段下から 15 行目	③ 労災保険は、下記のア～ウの規定は適用されない。	③ 労災保険は、下記のア、 <u>イ</u> の規定は適用されない。
27	左段下から 9 行目	<u>イ. 介護保険の通所リハビリテーションの実績のない医療機関が、外来で要介護被保険者等に対して維持期リハビリテーションを実施した場合の減算規定。</u>	削除
27	左段下から 5 行目	<u>ウ.</u> 要介護被保険者等に対し…	<u>イ.</u> 要介護被保険者等に対し…
47	左段上から 2 行目	…医療機関で労働局長が指定した病院。	…医療機関で労働局長が指定した病院 <u>及び診療所</u> 。

『労災診療・交通事故診療の手引』 2020 年 4 月版 追補 (2021.2.9)

頁	訂正箇所	誤	正
2	コンピューター断層撮影診断料欄上から 4 行目	…再診時も月 1 回に限り算定できる (初診時に健保点数 E203 コンピューター断層診断を…	…再診時も月 1 回に限り 特例として 225 点 を算定できる (初診時に健保点数 E203 コンピューター断層診断を…
18	左段上から 20 行目	…労災保険では特例として、再診時も月 1 回に限り算定できる。	…労災保険では特例として、再診時も月 1 回に限り 225 点 を算定できる。

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介しておりますので、ご確認ください。

